

“住んでてよかった これからも住み続けたい” まちづくりを

議会かわら版 9月号 No.74

「留萌市議会議員の議員報酬特例に関する条例」を制定しました。

第3回定例会で
こんなことが
決まりました



留萌市議会において、議員が長期欠席した場合の減額の規定、または刑事事件等により逮捕、勾留、公訴提起処分となった場合の支給停止の規定、裁判における有罪判決が確定した場合の不支給の規定がありませんでした。これらに該当する場合に報酬等の減額や支給停止、不支給に関しての特例条例を制定しました。

議員活動ができない期間	減額割合
-------------	------

180日を超え365日以下であるとき	100分の30
--------------------	---------

365日を超えるとき	100分の50
------------	---------

- ・平成28年度留萌市各会計歳入歳出決算の認定
- ・平成28年度留萌市水道事業会計決算の認定
- ・平成28年度留萌市病院事業会計決算の認定
- ・留萌市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について
- ・留萌市教育委員会委員の選任について
- ・留萌市監査委員の選任について他
- ・意見書案 7件

**留萌は
数の子生産
日本一のまち！**



みんなで食べて応援しよう！

この記事は議会広報常任委員会
(おしらせ掲示板・HP作業班) が作成しております。